（国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部改正）

第十六条　国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項から第三項までの規定中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「以下同じ。）」の下に「、年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条の年金事務所をいう。以下同じ。）」を加え、同項第三号中「係るもの」の下に「（第二号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第二号中「（第二号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号中「（法第二十一条の二第一項の承認を受けて労働保険料の納付を金融機関に委託して行う場合に提出するものを除く。次号において同じ。）」を削り、「係るもの」の下に「（第一号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一　概算保険料申告書（法第二十一条の二第一項の承認を受けて労働保険料の納付を金融機関に委託して行う場合に提出するものを除く。次号、第四号及び第五号において同じ。）及び法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料がある場合における確定保険料申告書（法第二十一条の二第一項の承認を受けて労働保険料の納付を金融機関に委託して行う場合に提出するものを除く。次号、第四号及び第五号において同じ。）であつて、有期事業以外の事業（労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されているものを除く。次号、第三号及び第七十五条第二項において同じ。）についての第一条第三項第一号の一般保険料に係るもの（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の適用事業所（以下「社会保険適用事業所」という。）の事業主が法第十五条第一項又は法第十九条第一項の規定により六月一日から四十日以内に提出するものに限る。）　日本銀行、年金事務所又は労働基準監督署

二　概算保険料申告書及び法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料がある場合における確定保険料申告書であつて、有期事業以外の事業についての第一条第三項第二号の一般保険料に係るもの（社会保険適用事業所の事業主が法第十五条第一項又は法第十九条第一項の規定により六月一日から四十日以内に提出するものに限る。）　日本銀行又は年金事務所

三　法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料がない場合における確定保険料申告書であつて、有期事業以外の事業についての第一条第三項第一号の一般保険料に係るもの（社会保険適用事業所の事業主が法第十九条第一項の規定により六月一日から四十日以内に提出するものに限る。）　年金事務所又は労働基準監督署

第七十五条第二項中「、第六十条」を「又は第六十条」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第四条第二項、第五条第二項又は第七十一条第二項の規定により事業主（社会保険適用事業所の事業主に限る。）が所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に対して行う届書であつて有期事業以外の事業に係るものの提出は、年金事務所を経由して行うことができる。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正）

第十八条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十七年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険事務所長等」という。）」を「日本年金機構（以下「機構」という。）」に改める。

第二十八条第二項第二号中「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条」に改める。

第二十八条の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

第三十条、第三十一条の二、第三十一条及び第三十二条中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第三十二条の二を次のように改める。

第三十二条の二　削除

第三十二条の三第一項中「沖縄管轄社会保険事務所長等を経由して社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定による届書の受理の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。

第三十二条の三の二中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第三十二条の三の三を次のように改める。

第三十二条の三の三　削除

第三十二条の四中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第三十二条の五を次のように改める。

第三十二条の五　削除

第三十七条第三項中「国民年金法施行規則」を「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）」に改める。

（厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十九条　厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十五年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項を削る。

附則第六条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項を削る。

（船員保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十条　船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十五年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項を削る。

（国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第二十一条　国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険事務所長等」という。）」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第八条の表第十六条第一項第二号の項下欄中「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第五十八号。以下「平成八年改正省令」という。）第一条の規定による改正後の第一条」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条」に改め、同表第十九条第二項第二号の項下欄、第三十二条から第三十四条の二まで、第四十条から第四十六条まで、第四十九条、第五十三条から第五十九条まで、第六十条の三から第六十条の七まで及び第八十四条第一項の項下欄、第三十六条の二の項下欄、第五十五条第二号及び第六十条の五第二号の項下欄、第六十四条第一項の項下欄及び第六十五条第一項及び第六十六条、第八十五条第三項及び第八十六条第一項の項下欄中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第十四条第一項の表以外の部分中「第七十八条から」を「第八十条、第八十一条、第八十二条から」に改め、同項の表第三十条第一項第二号の項下欄中「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第五十八号。以下「平成八年改正省令」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則第一条」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条」に改め、同表第三十条第一項の項中「平成八年改正省令」を「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第五十八号。以下「平成八年改正省令」という。）」に改め、同表第三十条第二項の項下欄、第三十七条第二項第二号、第四十三条の九第二項第二号、第五十三条第二項第二号、第七十条第二項第二号及び第七十六条の十二第二項第二号の項下欄、第四十三条の二第二項第二号及び附則第十項第二号の項下欄及び第四十三条の三第二項、第四十四条の二第二項第一号、第五十条第二項第一号、第六十一条第二項第一号、第六十五条第三項第一号、第六十五条の三第三項第一号、第七十六条の三第二項第一号及び第七十六条の六第三項第一号の項下欄中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、第七十八条から第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第八十七条の項上欄中「第七十八条から第八十二条」を「第八十条、第八十一条」に改め、同項下欄中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改め、同表第八十一条第二項の項から第八十一条の二第四項の項までを削り、同表第八十一条第二項の項の次に次の一項を加える。

第八十二条第一項	社会保険庁長官又は都道府県知事	厚生労働大臣